

## 供給約款変更届出のお知らせ

平成26年2月18日

大分瓦斯株式会社

このたび弊社は消費税の増税に伴い、ガス料金の改定を内容とする「供給約款変更届出書」を平成26年2月18日に、九州経済産業局長に届出しました。

### <供給約款変更の理由>

平成26年4月1日より消費税率が現行「5%」から「8%」に改正されることとなったことに伴い、税率引き上げに伴う経過措置が終了する平成26年5月検針分より下記のとおりガス料金を改定させていただくこととなりました。

弊社と致しましては、今後とも都市ガスの安定供給及び保安の確保並びにお客さまサービスの向上に努めるとともに、業務全般にわたり効率化を進め、公益事業としての使命遂行に全力を傾注してまいり所存でございますので、何卒ご理解を賜り、今後とも変わらぬご愛顧をいただきますようお願い申し上げます。

### <供給約款変更の内容>

#### 1. ガス料金改定内容

単位 円 (税込)

区分料金表	項目	現行料金	改定後料金
料金表A (20m <sup>3</sup> まで)	基本料金	719.25	739.80
	基準単位料金	233.84	240.52
料金表B (20m <sup>3</sup> をこえ 245m <sup>3</sup> まで)	基本料金	1,060.50	1,090.80
	基準単位料金	216.74	222.93
料金表C (245m <sup>3</sup> をこえる)	基本料金	4,636.80	4,769.28
	基準単位料金	202.14	207.92

\*実際のガス料金の算定に使用される平成26年5月検針分に適用される調整単位料金は、原料費調整制度により変動することがあり、4月の検針時に配布するお知らせ票にてお知らせいたします。

\*平成26年3月31日以前から平成26年4月1日以降も継続してガスをご使用いただき、平成26年4月1日以降、平成26年4月30日までの間に初めて確定するガス料金は、消費税法の経過措置対象となり、現行料金を適用します。

#### 2. 実施時期

平成26年5月検針分より